静岡県弁護士会主催

知りましょう　考えましょう
わたしたちと　ご一緒に

少年法適用年齢引下げって、どんな問題？

少年法の適用年齢引き下げ問題を
知り考えるシンポジウム

選挙権年齢を１８歳に引き下げた公職選挙法の改正に伴い、それに続いて、少年法を適用する年齢も、２０歳未満から１８歳未満に引き下げようという議論がされています。
少年の「非行」にかかわって少年法の適用を受ける少年の約半数が１８歳、１９歳とされている中で、現在、少年法は、どのような役割を果たしているのでしょうか。
かつて少年法の適用を受けた当事者の方や、少年事件に家庭裁判所調査官として長年携わってこられた方のお話しなどを通じて、ご一緒に、知り、考えましょう。
皆様のご参加をお待ちしております。

主な内容

☆　少年事件の概略ご説明
（当会所属弁護士）

☆　リレートーク

中村すえこさん
（女子少年院経験者）

日比野厚さん
（全司法労働組合少年法対策委員会・元家庭裁判所調査官）

当会所属弁護士
（少年付添人経験者）　　ほか

日時　２０１８（平成３０）年７月１４日
１４時００分～１７時００分（開場１３時３０分）

場所　静岡県法律会館（静岡県弁護士会）３階
静岡市葵区追手町１０番８０号　静岡地方裁判所構内
地図は、こちらをご覧ください→https://www.s-bengoshikai.com/akuses#sizu
※駐車場はありません。公共交通機関でおいでください。

定員　８０名　先着順　入場無料　予約不要

主催　静岡県弁護士会
共催　日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会
お問い合わせ　静岡県弁護士会
０５４－２５２－０００８